



人権尊重都市品川宣言特集号

発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

みんなで築こう

人権の世紀

〜考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心〜

5月1日から7日は憲法週間です

5月3日の憲法記念日は、一九四七(昭和22)年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。

日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。

人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。

その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、人間尊重の社会の実現をめざして『人権尊重都市品川』を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月12日に「憲法週間講演会」を開催します。

これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は いまだに差別意識と偏見が 人々の暮らしの中に深く根づき 部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は 人間の理性と良心によって 必ずや解消できることを 我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は 『人権尊重都市品川』を宣言し

差別の実態の解消に努め 人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

一九九三年(平成五年)四月二十八日

憲法週間講演会

会場・オンライン 同時開催

ソウルオリンピック女子柔道銅メダリストで、現役引退後は大学で教鞭を執るかたわら、講演・テレビ出演などで活躍中の山口香さんにお話しいただきます。

5月12日(木) 午後2時開演 (午後1時30分開場)

※座席は指定です。開場時間を目安にお越しください。 ※状況によって、内容が大幅に変更となる場合があります。

会場 スクエア荏原ひらつかホール(荏原4-5-28)



講演

人権を尊重し、強くやさしい社会を実現するために

講師 山口香(筑波大学体育系教授)

※手話通訳付き。

申込方法 ●会場参加=4月14日(木)(必着)までに、往復はがきで郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を品川鮫洲郵便局留品川区シルバー人材センター(☎140-0011東大井1-4-14)へ ※1通1人のみ。手話通訳希望の方、車いすをご利用の方はその旨を記載してください。なお、介助が必要な方は「介助者あり」と明記の上、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号も記載してください。 ※結果発送は4月末を予定。

●オンライン参加=区ホームページ(トップページ・メニュー>区政情報>人権・平和・男女共同参画>人権啓発)よりお申し込みください。 ※開催2日前までに、入力いただいたメールアドレス宛にオンライン参加のURLとパスワードをお送りします。詳細は区ホームページをご覧ください。

参加される方へのお願い

- 入場前に検温を実施します。発熱の症状がみられた場合、入場をお断りすることがあります。
- ご来場の際にマスクの着用と手指消毒をお願いします。やむを得ない事情でマスクの着用が困難な方や、アレルギーをお持ちの方はお申し出ください。また、当日、咳やのどの痛み、発熱などの症状がある方、同居人や身近な知人に感染が疑われる方がいた場合は来訪をお控えください。

返信(表)

63円 往復 140-0011 品川鮫洲郵便局留 品川区東大井1-4-14 品川区シルバー人材センター宛

こちらには 記入しないでください

返信(裏)

返信(表)

63円 往復 000-0000 申込者の住所 (返信先) 申込者氏名様

講演会申し込み ●郵便番号 ●住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号 ※手話通訳希望の方、車いすの方はその旨を記入してください。 ※介助が必要な場合、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してください。

返信(裏)

※2人以上の申し込みは抽選の対象とはなりません(介助者を除く)。 ※往復はがきの送付先は受付委託先の品川区シルバー人材センター宛となります。ご注意ください。 ※申し込みいただいた個人情報(講演会の実施以外に使用することはありません。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健所等へ個人情報を提供する場合があります。

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者、パートナーなどからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や被差別部落出身の人に対する差別など、様々な人権問題が発生しています。最近では、インターネットを悪用し、投稿先のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)での特定の個人を対象とした誹謗中傷、部落差別(同和問題)や外国人などに関する差別的な表現の書き込みなどインターネット上での人権を軽視した事例が多く発生しています。

『人権尊重都市品川宣言』にこめられた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。



ハンセン病やコロナなどの感染症に関する差別は、自分の事として捉えなければ差別はなくなりません

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。特に新型コロナウイルスの感染が収束しない中、感染者等に対するSNSでの誹謗中傷や心無い書き込みなどが後をたちません。不正確な情報に惑わされて、不当な差別や排除が起きないように正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

ワクチン接種に関する差別などの防止について

感染拡大防止、収束のためには予防接種が有効とされていますが、ワクチンの接種は強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。体質や持病などの理由で接種を受けることができない方がいます。接種を強制したり、接種を受けないことを理由に、差別的な扱いをすることのないようお願いします。

許さない! 戸籍・住民票の不正取得

問い合わせ 戸籍住民課証明交付係(☎5742-6659 Fax5709-7625)

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり当該請求者の職印を押した「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求することが、国により認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報が一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されることは、部落差別(同和問題)などの人権問題やプライバシー侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。また、このような身元調査を依頼すること自体が、差別を助長する行為と言え、差別やプライバシー侵害につながることを正しく理解し、誰もが依頼しない・させない社会をめざして、区は引き続き啓発に努めていきます。

個人情報保護のため審査を厳格に行います

区では、戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し個人情報の保護に努めています。また、戸籍証明などの大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者に対し、区からも申し入れを行います。

偽造有印私文書行使罪(刑法第159条、161条):「3月以上5年以下の懲役」
不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則(戸籍法第135条):「30万円以下の罰金」

不正請求事件に対する基本方針について

区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに所属団体に対し法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。しかし一方で、インターネットを利用した人権侵害が多く発生しています。

インターネット上の掲示板の利用やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットの節度ある利用について

差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない

なりすまし行為をしない

個人情報を書き込まない

区ホームページでは「人権尊重都市品川宣言」について詳しく掲載しています。



「新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止について」を区ホームページに掲載しています。



人権に関する法律をご存じですか

2016(平成28)年に差別を解消するための3つの法律が施行されました。さらに2019(令和元)年にも新たに法律が施行されました。

【障害者差別解消法】 (2016年4月施行)

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

【ヘイトスピーチ解消法】 (2016年6月施行)

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

【部落差別解消推進法】 (2016年12月施行)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」という認識の下、部落差別のない社会をめざす法律です。

【アイヌ施策推進法】 (2019年5月施行)

先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

人権尊重の社会を築くために

人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、人権尊重都市品川宣言の理解促進を始め、身近な題材をテーマに、様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰは、「笑いのとびら」として3講座、「食のとびら」として1講座の計4講座を開催しました。受講者から、「『笑い』がどう関係するのか興味津々だったが、面白さを感じながら違った視点から『人権etc.』を学べて良かった。」や「『笑い』『いじめ』について考える出発点になった。」などの感想が寄せられました。なお、講座

Ⅱは、新型コロナウイルス感染症の拡大による衛生面の観点から、東京都中央卸売市場芝浦と場での講座を中止とし、都職員の出張講座として「食のとびら」で開催しました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。



問い合わせ 文化観光課生涯学習係(☎5742-6837 Fax5742-6893)

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)